

# 藤井文政堂所蔵 享保十七年版「十卷章」の板木

— 袋綴じと粘葉装 —

金子 貴 昭

はじめに

筆者は、近世出版研究に関わり、奈良大学所蔵資料を中心に、板本を印刷するための道具であった板木の調査・研究を進めており、板本だけを見ても分かり得なかつた事象を事例として蓄積し、板本書誌学に還元する「板本書誌学」という方法論を提唱している<sup>1)</sup>。

板木には、一枚の板の片面に二丁ずつ、両面で四丁を彫った四丁張や、片面に二丁、両面で二丁を彫った二丁張といった一定の形式がある。さらに、板木の両端には経年変化によって板が反るのを防ぐための端食が取り付けられること、例えば四丁張の場合、片面には二丁が彫られ、その二丁は天地を違えて彫られることなど、定まった様式を持っている。それらを含め、典型的な板木の基本構造、時期による変遷については、すでに別稿で述べたことがあり、そちらを参照されたい。本稿では、その範疇から外

れる特異な構造の板木に着目し、その構造の意味について考察を行いたい。

## 第一節 藤井文政堂現蔵・旧蔵の板木

京都市下京区、河原町通と寺町通が交差する五条通の北側には、河原町通・寺町通・五条通の三辺によって形成される三角形の区画がある。その土地で古書籍商を営む藤井文政堂は、文政年間（一八一八～一八二九）の創業以来営業を続ける板元、山城屋佐兵衛である。藤井文政堂は約八〇〇点の板木を所蔵しており、これらは現在、奈良大学博物館に寄託されている。奈良大学博物館において、F または F K という分類番号を付されているのがこれらの板木である。またこれらとは別に、藤井文政堂旧蔵で現在は奈良大学博物館所蔵となっている板木が五八〇枚あり、これらは N という分類番号を付されている。

この板木群においてひときわ異彩を放つのは、F K に分類され

る板木である。FKは全三四二点から成るが、この分類の板木は刻面が片面にしかなく、しかも半丁ごとに分断されている。また本文とは別に、板心の板木も存在する(図1)。したがって、板木の形式による年代判別方法などをそのまま当てはめることはできない。

藤井文政堂の現当主(六代目)、藤井聲舟氏によれば、これらはいわゆる「高野版の町版」になるとのことであった。奈良大学博物館における分類もそれに従われたもので、FKは「F」藤井文政堂所蔵の「K」高野版ということになる。高野版といえ、例えば『日本古典籍書誌学辞典』の「高野版」の項に

高野山で開板された版本。鎌倉時代に始まり、断続的に江戸末期に及ぶ。(中略)多くは粘葉装、両面刷りの冊子体。

と解説されるように、「高野山で開板された版本」という意識が強く働くが、藤井氏のご教示は「高野版の影響下にあつて、市井の板元により刊行された書」を意味しているだろう。

板木に彫られている本文を追うと、『即身成仏義』(一卷)・『声字実相義』(一卷)・『卍字義』(一卷)・『弁頭密二教論 上』・『弁頭密二教論 下』(二卷)・『秘藏宝鑰 上』・『秘藏宝鑰 中』・『秘藏宝鑰 下』(三卷)・『般若心経秘鍵』(一卷)・『金剛頂瑜伽中発阿耨多羅三藐三菩提心論』(一卷、以下『菩提心論』)であり、真言密教における基礎的なテキストである「十卷章」に相当するこ

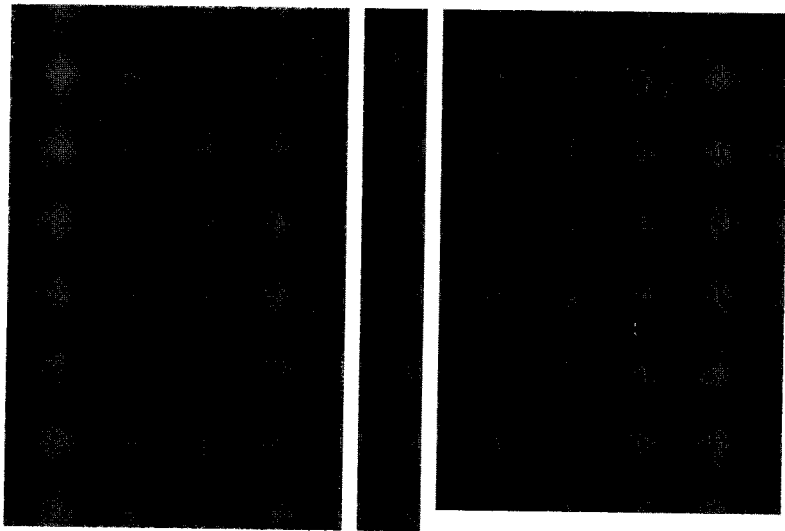


図1 『菩提心論』板木  
(右)一オ (FK 0268) (中央)板心 (FK 0009、鏡像) (左)一ウ (FK 0129)  
いずれも藤井文政堂所蔵、鏡像

とが判明した。

以下では、藤井文政堂所蔵の板木三四二点の板木および「十卷章」の諸本を対象に考察を進め、これらの板木がなぜこのような構造になっているのか、どのように使われたのかを明らかにする。

## 第二節 享保十七年版「十卷章」の板木とその板本

「十卷章」は、先に列挙した各書の総称である。寛政二年（一七九〇）刊の謙順編『諸宗章疏録』巻三に、秘藏宝鑰、弁頭密二教論、即身成仏義、声字実相義、吽字義、般若心経秘鍵を列挙し、

按。上六部九卷加龍猛菩提心論。世号十卷章。諸録及古徳鈔記不見。蓋後世學者之稱。或作十卷章。或作十卷疏。

とあるとおりであろう。したがって「十卷章」はあくまでも通称であり、後に紹介する近代摺の例を除けば、実際に「十卷章」を书名とする板本は、ほとんどないといっても過言ではない。本稿においても基本的には総称・通称として「十卷章」と呼称する。一口に「十卷章」といっても、その版は多い。その遡源は文政元年（一二六〇）以前にさかのぼるといわれ、十三世紀末から十四世紀初頭頃の彫製かとされる板木が現存している。いま筆者には、これら諸版・諸本の全体像について述べる準備はないが、これらのうち、F K 分類の板木が該当するのは、享保十七年（一七

三二）版である。

享保十七年版は、全揃いであれば大本十卷十冊（但し、後に述べる合一冊本を除く）、十巻の内訳は本稿冒頭に示したとおりである。諸本中には余白を割愛して半紙本に近い体裁にしたものもある。次に述べる寛文五年（一六六五）版によく似るが、享保十七年版は題簽に各冊とも「改正」の二字が入る。先に藤井氏の教示にふれたとおり、享保十七年版および寛文五年版は高野版の影響を受けつつも、市井の板元によって刊行された書であり、いわゆる高野版ではない。したがって所見本はいずれも粘葉装ではなく、袋綴じである。

寛文五年版（前川茂右衛門版）は柱題がなく、板心中段に「\*之\*」の形式で巻数と丁付を記すが、享保十七年版は板心上方に柱題と巻数、下方に丁付を付す。また、寛文五年版に比して、享保十七年版のほうが訓点が多い傾向にある。

享保十七年版『即身成仏義』巻末には万治三年（一六六〇）の奥書があるが、これは本の刊行時期を記したのではなく、九冊目の『般若心経秘鍵』巻末に付されるのが刊記である（図2）。刊記には中野宗左衛門、児玉勘十郎、井上忠兵衛、額田正三郎、西村太右衛門、藤屋治兵衛の六軒の板元が名を連ねている。十冊目『菩提心論』には刊記はない。柱に「題心論十」とあることから、『菩提心論』が最終巻に置かれたことは確かであり、やや不審である。このことが享保十七年版の板木の構成に由来するものか、または『般若心経秘鍵』のみ単体で刊行する場合があり、

図2 享保十七年版『般若心経秘鍵』刊記  
(立命館A.R.C所蔵、arcbk 01-0038)

豈不達其義而已

入唐沙門空海上表  
右筆甲幼曉善

享保十七子歲十一月吉辰再治  
中野宗左衛門  
皇都書肆  
兒玉勘十郎  
井上忠兵衛  
頼田正三郎  
西村全右衛門  
藤屋治兵衛

図3 十卷合一冊本  
(上)表紙・題簽(立命館A.R.C所蔵、arcbk 01-0053)  
(下)奥付(同右)

卷章

書籍種類版行所  
京都寺町通五条上  
小成屋 藤井佐兵衛  
寛政十一年八月廿八日  
刊行

『般若心経秘鍵』に刊記を付したか、などと可能性を考えたが、九冊目に刊記を付けることは、寛文五年版や後に述べる菱屋版も同様である。『菩提心論』のみが龍猛の著作であり、空海の著作ではないという、「十卷章」の構成に関わる意識が働いた慣例のようなものだったのだろうか。

ひとまず刊記を軸に、管見に入った範囲で享保十七年版の諸本の概要を示すと、次のように大別できる。これらのうち、②以降に該当するものは近代摺である。

⑦『般若心経秘鍵』に享保十七年の六軒の刊記を付すもの。

①『般若心経秘鍵』に⑦と同じ享保十七年の六軒の刊記を付し、同巻末に菱屋友五郎の奥付を付すもの。

②『般若心経秘鍵』に刊記がなく、『菩提心論』に法文館沢田友五郎の奥付を付すもの。

③『般若心経秘鍵』に刊記がなく、『菩提心論』に藤井佐兵衛(山城屋佐兵衛)の奥付を付すもの。

④『般若心経秘鍵』に刊記がなく、『菩提心論』の巻末に藤井佐兵衛の「蔵版略書目并正価表」及び「明治廿五年改正正価表略書目」を付すもの。

⑤十卷合一冊で「十卷章」の題簽を付し、『般若心経秘鍵』には刊記がなく、巻末に藤井佐兵衛の奥付を付すもの

「十卷章」は各巻がばらばらに分かれて伝わる場合が多く、『般若心経秘鍵』と『菩提心論』以外には刊行に関わる情報が備わらないため、版の同定が難しいが、幸い「十卷章」の題簽と藤井文

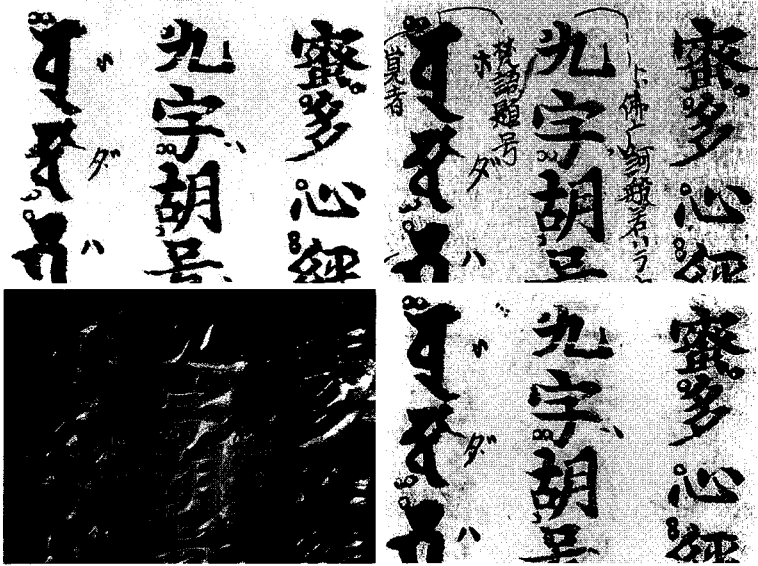


図4 板傷の一致（『般若心経秘鍵』四才）

（右上）早摺本（立命館 ARC 所蔵、arcBK 01-0058）、（右下）後摺本（藤井文政堂所蔵）、（左上）合一冊本（立命館 ARC 所蔵、arcBK 01-0053、近代摺）、（左下）板木（藤井文政堂所蔵、FK 0171、鏡像）

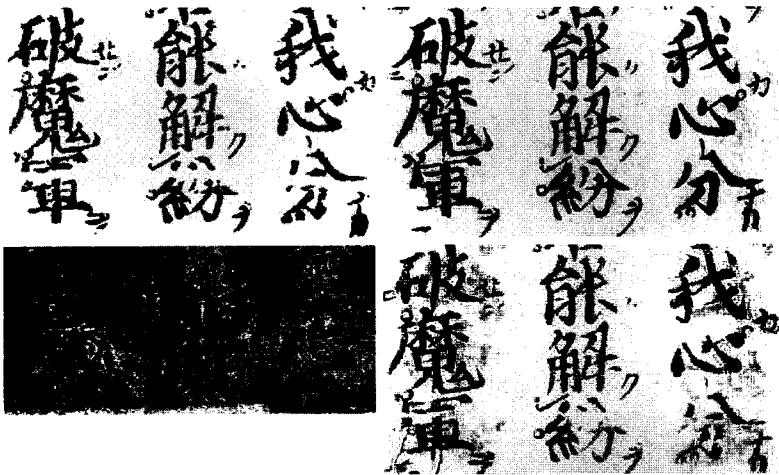


図5 板木の割れの進行（『般若心経秘鍵』十二ウ）

（右上）早摺本（立命館 ARC 所蔵、arcBK 01-0058）、（右下）後摺本（藤井文政堂所蔵）、（左上）合一冊本（立命館 ARC 所蔵、arcBK 01-0053、近代摺）、（左下）板木（藤井文政堂所蔵、FK 0204、鏡像）

表1 享保十七年板の板本・板木対照表

卷冊	書名	丁	板木 No.	摘要	卷冊	書名	丁	板木 No.	摘要
六上	秘蔵宝鑰	一才	FK 0107		六上	秘蔵宝鑰	十九ウ	FK 0230	
六上	秘蔵宝鑰	一ウ	FK 0106		七中	秘蔵宝鑰	一才	欠	
六上	秘蔵宝鑰	二才	FK 0310		七中	秘蔵宝鑰	一ウ	FK 0236	
六上	秘蔵宝鑰	二ウ	FK 0311		七中	秘蔵宝鑰	二才	FK 0340	
六上	秘蔵宝鑰	三才	FK 0082		七中	秘蔵宝鑰	二ウ	FK 0272	
六上	秘蔵宝鑰	三ウ	FK 0080		七中	秘蔵宝鑰	三才	FK 0338	
六上	秘蔵宝鑰	四才	FK 0046		七中	秘蔵宝鑰	三ウ	欠	
			FK 0044		七中	秘蔵宝鑰	四才	FK 0184	
六上	秘蔵宝鑰	四ウ	FK 0067		七中	秘蔵宝鑰	四ウ	FK 0316	
			FK 0055		七中	秘蔵宝鑰	五才	欠	
六上	秘蔵宝鑰	五才	FK 0049		七中	秘蔵宝鑰	五ウ	FK 0213	
			FK 0054		七中	秘蔵宝鑰	六才	FK 0313	
六上	秘蔵宝鑰	五ウ	FK 0102		七中	秘蔵宝鑰	六ウ	FK 0086	
六上	秘蔵宝鑰	六才	FK 0287		七中	秘蔵宝鑰	七才	FK 0142	
六上	秘蔵宝鑰	六ウ	FK 0045		七中	秘蔵宝鑰	七ウ	FK 0124	
六上	秘蔵宝鑰	七才	FK 0047		七中	秘蔵宝鑰	八才	FK 0289	
			FK 0098		七中	秘蔵宝鑰	八ウ	FK 0288	
六上	秘蔵宝鑰	七ウ	FK 0144		七中	秘蔵宝鑰	九才	FK 0090	
六上	秘蔵宝鑰	八才	欠		七中	秘蔵宝鑰	九ウ	FK 0290	
六上	秘蔵宝鑰	八ウ	FK 0105		七中	秘蔵宝鑰	十才	FK 0285	
六上	秘蔵宝鑰	九才	FK 0234		七中	秘蔵宝鑰	十ウ	FK 0294	
六上	秘蔵宝鑰	九ウ	FK 0231		七中	秘蔵宝鑰	十一才	FK 0291	
六上	秘蔵宝鑰	十才	FK 0109		七中	秘蔵宝鑰	十一ウ	FK 0282	
六上	秘蔵宝鑰	十ウ	FK 0232		七中	秘蔵宝鑰	十二才	FK 0112	
六上	秘蔵宝鑰	十一才	FK 0111		七中	秘蔵宝鑰	十二ウ	FK 0162	
六上	秘蔵宝鑰	十一ウ	FK 0329		七中	秘蔵宝鑰	十三才	FK 0273	
六上	秘蔵宝鑰	十二才	欠		七中	秘蔵宝鑰	十三ウ	FK 0274	
六上	秘蔵宝鑰	十二ウ	欠		七中	秘蔵宝鑰	十四才	FK 0286	
六上	秘蔵宝鑰	十三才	欠		七中	秘蔵宝鑰	十四ウ	FK 0271	
六上	秘蔵宝鑰	十三ウ	欠		七中	秘蔵宝鑰	十五才	FK 0270	
六上	秘蔵宝鑰	十四才	欠		七中	秘蔵宝鑰	十五ウ	FK 0261	
六上	秘蔵宝鑰	十四ウ	欠		七中	秘蔵宝鑰	十六才	FK 0161	
六上	秘蔵宝鑰	十五才	欠		七中	秘蔵宝鑰	十六ウ	FK 0278	
六上	秘蔵宝鑰	十五ウ	欠		七中	秘蔵宝鑰	十七才	FK 0218	
六上	秘蔵宝鑰	十六才	FK 0297		七中	秘蔵宝鑰	十七ウ	FK 0279	
六上	秘蔵宝鑰	十六ウ	FK 0296		七中	秘蔵宝鑰	十八才	FK 0164	
六上	秘蔵宝鑰	十七才	FK 0201		七中	秘蔵宝鑰	十八ウ	FK 0217	
六上	秘蔵宝鑰	十七ウ	FK 0069		七中	秘蔵宝鑰	十九才	FK 0125	
六上	秘蔵宝鑰	十八才	FK 0300		七中	秘蔵宝鑰	十九ウ	欠	
六上	秘蔵宝鑰	十八ウ	FK 0068		七中	秘蔵宝鑰	二十才	欠	
六上	秘蔵宝鑰	十九才	FK 0299		七中	秘蔵宝鑰	二十ウ	欠	

卷冊	書名	丁	板木 No.	摘要	卷冊	書名	丁	板木 No.	摘要
七中	秘蔵宝鑰	二十一才	欠		八下	秘蔵宝鑰	十六才	FK 0320	
七中	秘蔵宝鑰	二十一ウ	欠		八下	秘蔵宝鑰	十六ウ	欠	
七中	秘蔵宝鑰	二十二才	欠		八下	秘蔵宝鑰	十七才	欠	
七中	秘蔵宝鑰	二十二ウ	欠		八下	秘蔵宝鑰	十七ウ	欠	
七中	秘蔵宝鑰	二十三才	欠		八下	秘蔵宝鑰	十八才	欠	
七中	秘蔵宝鑰	二十三ウ	欠		八下	秘蔵宝鑰	十八ウ	欠	
七中	秘蔵宝鑰	二十四才	欠		八下	秘蔵宝鑰	十九才	欠	
七中	秘蔵宝鑰	二十四ウ	FK 0342		八下	秘蔵宝鑰	十九ウ	欠	
七中	秘蔵宝鑰	二十五才	FK 0223		八下	秘蔵宝鑰	二十才	欠	
七中	秘蔵宝鑰	二十五ウ	欠		八下	秘蔵宝鑰	二十ウ	欠	
七中	秘蔵宝鑰	二十六才	欠		八下	秘蔵宝鑰	二十一才	FK 0240	
七中	秘蔵宝鑰	二十六ウ	FK 0327		八下	秘蔵宝鑰	二十一ウ	FK 0153	
七中	秘蔵宝鑰	二十七才	FK 0326		八下	秘蔵宝鑰	二十二才	FK 0154	
七中	秘蔵宝鑰	二十七ウ	FK 0064		八下	秘蔵宝鑰	二十二ウ	FK 0151	
七中	秘蔵宝鑰	二十八才	欠		八下	秘蔵宝鑰	二十三才	FK 0150	
七中	秘蔵宝鑰	二十八ウ		白紙	八下	秘蔵宝鑰	二十三ウ	FK 0241	
八下	秘蔵宝鑰	一才	FK 0197		八下	秘蔵宝鑰	二十四才	欠	
八下	秘蔵宝鑰	一ウ	FK 0194		八下	秘蔵宝鑰	二十四ウ	FK 0315	
八下	秘蔵宝鑰	二才	FK 0198		八下	秘蔵宝鑰	二十五才	FK 0132	
八下	秘蔵宝鑰	二ウ	FK 0166		八下	秘蔵宝鑰	二十五ウ	欠	
八下	秘蔵宝鑰	三才	欠		八下	秘蔵宝鑰	二十六才	FK 0134	
八下	秘蔵宝鑰	三ウ	FK 0196		八下	秘蔵宝鑰	二十六ウ	欠	
八下	秘蔵宝鑰	四才	FK 0165		八下	秘蔵宝鑰	二十七才	FK 0227	
八下	秘蔵宝鑰	四ウ	FK 0168		八下	秘蔵宝鑰	二十七ウ	欠	
八下	秘蔵宝鑰	五才	FK 0133		八下	秘蔵宝鑰	二十八才	FK 0139	
八下	秘蔵宝鑰	五ウ	欠		八下	秘蔵宝鑰	二十八ウ	FK 0127	
八下	秘蔵宝鑰	六才	FK 0259		八下	秘蔵宝鑰	二十九才	FK 0302	
八下	秘蔵宝鑰	六ウ	欠		八下	秘蔵宝鑰	二十九ウ	FK 0160	
八下	秘蔵宝鑰	七才	FK 0214		八下	秘蔵宝鑰	三十才	FK 0304	
八下	秘蔵宝鑰	七ウ	FK 0252		八下	秘蔵宝鑰	三十ウ	FK 0305	
八下	秘蔵宝鑰	八才	FK 0321		八下	秘蔵宝鑰	三十一才	FK 0254	
八下	秘蔵宝鑰	八ウ	FK 0216		八下	秘蔵宝鑰	三十一ウ	FK 0159	
八下	秘蔵宝鑰	九	F 0358	再刻	八下	秘蔵宝鑰	三十二才	FK 0306	
八下	秘蔵宝鑰	十	(再刻)		八下	秘蔵宝鑰	三十二ウ	FK 0253	
八下	秘蔵宝鑰	十一	F 0357	再刻	八下	秘蔵宝鑰	三十三才	FK 0239	
八下	秘蔵宝鑰	十二	(再刻)		八下	秘蔵宝鑰	三十三ウ	FK 0325	
八下	秘蔵宝鑰	十三才	FK 0136		八下	秘蔵宝鑰	三十四才	FK 0250	
八下	秘蔵宝鑰	十三ウ	FK 0245		八下	秘蔵宝鑰	三十四ウ	FK 0303	
八下	秘蔵宝鑰	十四才	FK 0226		八下	秘蔵宝鑰	卅五終才	FK 0193	
八下	秘蔵宝鑰	十四ウ	欠		八下	秘蔵宝鑰	卅五終ウ		白紙
八下	秘蔵宝鑰	十五才	FK 0221						
八下	秘蔵宝鑰	十五ウ	FK 0332						

政堂の奥付が付された㊸の十巻合一冊本があり(図3)、これと版が一致すれば、享保十七年版ということになる。『般若心経秘鍵』について、㊹の比較的摺りの早い本(立命館大学アート・リサーチセンター「以下、立命館ARC」所蔵、accBK 01-0038)、その後摺本(藤井文政堂所蔵本)、㊺の十巻合一冊本(立命館ARC所蔵、accBK 01-0053)と板木を比較照合すれば、図4では「九」の字に認められる板傷が一致するのはもちろん、図5では合一冊本に至るまでに板木の割れが徐々に拡大し、現存の板木では完全に板木が割れて、該当箇所が失われていく様子がうかがえる。板木と板本の一致から、FKの板木は享保十七年版の板木であり、その成立以降、近代に至るまで使用され続けたことが分かる。

先に、この享保十七年版に相当するFKの点数が三四二点と述べたが、この点数には板心のみの板木(柱材)とその破片四〇点を含んでいる。また摺刷には用いないが、端食の形をしている木片が二点含まれている。さらに、本文の板木ではあるが、破片として現存し、他の板木の欠損箇所該当するものが六点ある。三四二点からこれらを差し引いて、現存する本文箇所板木は、二九四枚が現存していることになる。かつFKには含まれていないが、F分類の中に、『秘蔵宝鑰 下』の九ノ十二丁、『菩提心論』の五ノ八丁に相当する二丁張の板木が四枚(八丁分、半丁分に換算すれば十六枚分)現存しており、部分的な再版を行う必要が生じたと考えられる。享保十七年版の近代摺には、これらの再版板

木によって摺刷された丁が含まれる。図6は『菩提心論』の四ウ(五オの見開きであるが、早摺本に比べて、近代摺は五オの文字の輪郭がシャープになっており、初版の板木を用いている四ウとの釣り合いが取れなくなっている。これらの二丁張は確かに享保十七年版の部分再版の板木であり、FKの板木と同時に扱わなければならない。

一方、板本は全二一九丁である。単純な計算では、半丁分の板木が四三八枚必要になる。ただし二一九丁のうち、二箇所(秘蔵宝鑰中巻末、同下巻末)は半丁が白紙であるから、半丁分の板木四三六枚が必要となる。四三六枚から、現存している板木二九四枚、再版の八丁分(半丁分十六枚)を差引けば、欠失している板木は半丁分二二六枚になる。

表1は板本の各丁と現存の板木とを対照させたもののうち、『秘蔵宝鑰』上中下三巻分のみを例示したものである。表1では本文の板木についてのみ扱い、板心などそれ以外の板木については割愛している。

この表により、欠失している箇所について検討する。欠失がまばらに起きている箇所もあるが、まとまって逸している箇所もある。まずまばらに欠失が発生している箇所であるが、これについては現存している板木の裏面の墨書が手がかりになるようである。享保十七年版全体から例をあげれば、『秘鍵ノ二丁目半丁』(FK0100)、「△即ノ十五」(FK0121)、「秘蔵」(FK0208)のように、表面の属性を墨書やチョークで示す例があ



復畢竟窮滅深起厭離破衆生執勤彼本法  
剋證其果趣本涅槃已爲究竟真言行者滿  
觀二乘之入雖破入執猶有法執但淨意識  
不知其他久成果位以灰身滅智趣其涅  
槃如木崖宜湛然常寂有定性者難可發生  
要待劫限等滿方乃發生若不定性者無論

劫限過緣便迴心向大從化城起以爲起三  
界謂宿信佛故乃蒙諸佛菩薩加持力而以  
方便遂發大心乃從初七信下遍歷諸位經  
三無數劫難行苦行然得成佛既知聲聞緣  
覺智慧狹劣亦不可樂又有衆生發大乘心  
行菩薩行於諸法門無不遍修後經三阿僧

復畢竟窮滅深起厭離破衆生執勤彼本法  
剋證其果趣本涅槃已爲究竟真言行者滿  
觀二乘之入雖破入執猶有法執但淨意識  
不知其他久成果位以灰身滅智趣其涅  
槃如木崖宜湛然常寂有定性者難可發生  
要待劫限等滿方乃發生若不定性者無論

劫限過緣便迴心向大從化城起以爲起三  
界謂宿信佛故乃蒙諸佛菩薩加持力而以  
方便遂發大心乃從初七信下遍歷諸位經  
三無數劫難行苦行然得成佛既知聲聞緣  
覺智慧狹劣亦不可樂又有衆生發大乘心  
行菩薩行於諸法門無不遍修後經三阿僧

図6 享保十七年版『菩提心論』四ウ～五オ

(上) 早摺本 (立命館 ARC 所蔵、arcBK 01-0058)、(下) 合一冊本 (立命館 ARC 所蔵、arcBK 01-0053)

る一方、「第二国勢」(FKO101)、「雑 藤の井」(FKO051)、「昭和十四年四月四日 後鳥羽上皇七百年 藤の井」(FKO264)など、表面の刻面とは無関係の墨書も目立つ。おそらくこれらの板木は役割を終えた後、何かしらの木札として転用されていき、一部は現在までに逸失してしまったことが予想される。

次に、まとまって欠失している箇所の中に、「秘蔵宝鑑」上巻十二〜十五丁(四丁分)、『秘蔵宝鑑』中巻二十〜二十三丁(四丁分)、『秘蔵宝鑑』下巻十六〜二十丁(四丁分)のように、連続する四丁の単位が見られることに注目すべきであろう。表1に含まれない部分には、『弁頭密二教論』上巻十七〜二十四丁(八丁分)、『弁頭密二教論』下巻十二〜十九丁(八丁分)の欠失もあるが、この四丁単位での欠落は、山城屋佐兵衛が所持した享保十七年版「十巻章」の板株は、FKの板木がその役割を終えた時には丸株ではなかったこと、つまり享保十七年版は近代に至るまで相合版であり、逸失箇所は山城屋佐兵衛以外の板元が所有していたことを予想させる。それを証明するのは、諸本の⑦にあげた菱屋友五郎版および⑧にあげた法文館版の存在である。

まず⑦について述べる。智山書庫所蔵「般若心経秘鍵」(29-51-13)には、先に紹介した⑦に付される中野宗左衛門以下六軒連名の刊記(図2参照)と同一の刊記が見られるが、それとは別に「五条橋通堺町西へ入町」「皇都書林 沢田永文堂 菱屋友五郎」の奥付が付いている。十巻全ては揃わないが、黒色布目表紙、や

や大ぶりの書型といった特徴から考えて、別函に収蔵される『声字実相義』(30-25-16)、『吽字義』(30-25-1)、『弁頭密二教論』(29-40-2)、『秘蔵宝鑑』(7-12-2、中巻のみ)は、「十巻章」として「般若心経秘鍵」と同時に刊行された一組であろう。また⑧について、立命館大学ARC所蔵本(arcBK 01-0071)により法文館版を示せば、大本十冊、紺色表紙に正装きと「法文館」の空押しがある。法文館版では「般若心経秘鍵」の刊記が削られており、『菩提心論』に「京都市五条通高倉東入」「法文館 沢田友五郎」とある奥付が付される(図7)。明らかな近代摺である。高倉通と堺町通は一筋違いであるから、菱屋友五郎の「五条堺町西入」と法文館の「五条高倉東入」は、同住所と見なして良いだ

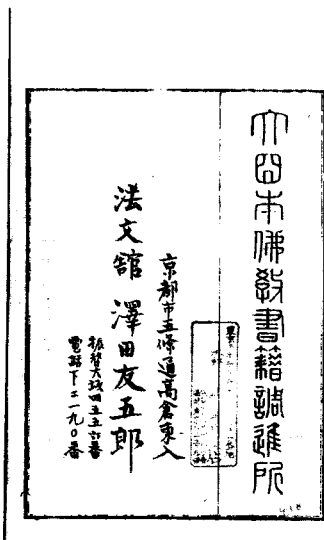


図7 享保十七年版(法文館板)『菩提心論』奥付  
(立命館 ARC 所蔵、arcBK 01-0071)

ろう。後でふれるように、菱屋友五郎は慶応元年（一八六五）十月に享保十七年版の板株を得て、それ以来近代に入ってもその板株を所有し続けたのである。

板本とは別に、享保十七年版が相合版だったことを示す資料に、菱屋友五郎の蔵板記録および山城屋佐兵衛の板木売買文書がある。京都大学附属図書館には、蔵板記録を含む菱屋友五郎の出版記録文書群が『京都書籍出版文書』（資料番号8-58キ1）として所蔵されている。そこに含まれる『蔵板控帳』によれば、

慶応元年十月堺直殿市席にて代銀壹軒前六百目にて買入申候 小川丈前札有 売上一札取有

一 真言十卷書 丁数壹部二付式百十九丁

丸板賃拾部二付正八拾匁 但四丁張板木改メ九枚

此板へ正十六匁取ル 外二即身義再板木四丁張壹枚有

紙 板賃 従前の通之板賃 小川分三切板壹枚有之事 小川 五ノ一

摺 仕立 相合 改永田へ贈ル書宗 五ノ一 山佐 五ノ一

雑 仕立 相合 永田 五ノ二 菱友 五ノ一

※筆者注1 「十」墨消し「枚」を貼紙で訂正。  
※筆者注2 「二」は、「一」に加筆して修正。  
とする本が記載されており、書名、丁数の一致から見て、享保十七年版に一致する記録と見てよいだろう。また山城屋佐兵衛の板

木売買文書には、

一 真言十卷書 五軒之老軒 但再板即身儀丈出来有之

代銀六百目 元板四丁張十老枚

再版即身儀 四丁張壹枚渡

相合 小川 めと 永田 ひし友 此板

右之板木株、額田庄三郎殿所持之処、今般我等市会ニ而其許殿へ永代売渡、則代銀壹二請取申候。然る上は右株式ニ於、故障毛頭無御座候。為後日売上一札、依而如件。

慶応元年九月 会元 堺屋直

山城屋佐兵衛殿

とする板木売買文書が残り、記載される諸情報が前引の菱屋の記録と一致することから、これも享保十七年版を扱った記録と捉えざるを得ない。

この両記録からは、享保十七年版の板株は慶応元年九月から十月に額田庄三郎から小川（多左衛門）、著屋宗八、永田調兵衛、山城屋佐兵衛、菱屋友五郎の五軒に移り、板株が移動した当初は五軒それぞれが五軒の一軒前ずつを所持し、やがて著屋分が永田へ譲渡されたことが分かる。また当初、菱屋の持板は十数枚から九枚となり、山城屋の持板は十一枚であった。両記録からは、それ以降の経緯は分からないが、藤井文政堂に現存する板木枚数から考えて、その後、享保十七年版の板株の大部分は山城屋へ集約されていたものの、板本と記録から見て、菱屋友五郎は板株を、つまり板木を所有したままであった。

したがって、四丁張板木に換算して七枚分の欠落は、もともと山城屋の手もとはなく、菱屋友五郎が所有していたため、と見るべきである。ただし、現存する記録以降も板株が移動していることが確実であること、連続する四丁分の欠落は七枚分しか存在しないが、永井一彰氏が指摘される「丁飛ばし」が「十卷章」の板木上でも行われていたとすれば、その他の欠落箇所も菱屋が持っていた可能性があること、の三点から、菱屋の所有板木枚数は、七枚ともいえるが、少なくとも四丁張七枚と見るべきかもしれない。

かつて水原堯榮氏は「見存板木目録」において、藤井佐兵衛（山城屋）のもとに「十卷章」の板木五十二枚があることを指摘された。その内訳は「四帖張 四十七枚」、「二帖張 五枚」だったという。これは現存の板木と同一物を指しているのだろうか。

先に述べたとおり、全丁数は二一九丁、単純に四で割ると四丁張五十五枚の板木が必要だったことになる。ただし、再版の二丁張四枚が現存しているから、実際には五十三枚の板木が必要である。仮に菱屋が持っていた板木を四丁張七枚と限定しても、藤井文政堂にあった板木は四十六枚分となり、水原氏の報告と勘定が一枚合わない。

しかし『弁頭密二教論』下巻と『秘蔵宝鑑』中巻を除く八巻分は必ずしも四では割りきれない丁数であり、あふれた丁を他の巻と組み合わせさせて板木を彫製したことや、四丁張板木に必ずしも四丁分を収めず、空白箇所が設けられていた可能性も十分考えられ

る。菱屋が所持したと思われる箇所の丁付を見れば、『弁頭密二教論』下巻の十二〜十九丁、『秘蔵宝鑑』上巻の十二〜十五丁、『秘蔵宝鑑』中巻の二十一〜二十三丁など、巻の冒頭から四丁ずつ仕立てていなかったと思われること（表1参照）もその考えを後押しする。状況証拠からは完全に板木の元の姿を復元できないが、一枚の誤差はこうした範囲で捉えることも可能である。

もう一つ、先の二点の記録がともに再版「即身成仏義」の四丁張一枚の存在をあげている点も気にかかる。この板木は現存しないが、享保十七年版の近代摺を見る限り、「即身成仏義」は、部分再版を含め、再版された形跡がない。したがって再版「即身成仏義」の四丁張一枚は、彫製されたが実際には使用されなかった板木になる。水原氏が調査された当時、この一枚を山城屋佐兵衛が所有したと仮定し、さらに菱屋の持板を七枚と仮定すれば、ようやく勘定が合うことになる。

いま一点、水原氏の報告と合わないのが二丁張の枚数である。板本を見る限り、現存する二丁張四枚分以外に再版された形跡は認められないが、水原氏は五枚と報告されている。水原氏が報告される残りの一枚は題簽ではないか。享保十七年版「十卷章」の題簽は各冊ともほぼ均一で縦約18・5×横4 cm、二丁張の表裏があれば十分に収まる。また、先に菱屋の蔵板記録を引用した中に小川が「切板」一枚を所有する旨の記載があった。「切板」は四丁張を意味する「長板」に対する語で、二丁張を指す。かつて小川のもとにあった二丁張一枚が山城屋の所有に帰していたとすれ

ば、二丁張は五枚となり、この点も計算が合うことになる。

推測や仮定を多分に含まねばならないが、総合的に見て、水原氏の報告されている板木を現存の板木とみて大きな矛盾はないだろう。水原氏が半丁ごとに分断されている板木を「四帖張」と報告される点に不審はあるが、これについては次節で述べることにする。

### 第三節 享保十七年版の摺刷方法とその目的

#### (一) 享保十七年版の摺刷方法

では、半丁ごとに分断された享保十七年版の板木をどのように用いて摺刷を行うのだろうか。その痕跡は、板本・板木の双方からうかがうことができる。まず板本上に表われる痕跡としては、枠や柱材の痕跡である。活字版において、本来は版面に写り込んでほならない部位が版面に写り込むことがある。具体的には、鈴木広光氏が指摘される嵯峨本『伊勢物語』の例などがあるが、字下げなどに際して文字の空白を埋める字間材(クワタ)や、行間の空白を埋める行間材(インテル)が写り込んでしまうことがある。

これに似た現象が、享保十七年版の㊶以降の諸本、つまり近代摺についても起きている。具体例は枚挙に暇ないが、㊷の十巻合一冊本(立命館AR C所蔵、ARC01-0053)によって示せば、『弁頭密二教論』巻下の初丁における柱材の写り込み、『咩字義』

藤井文政堂所蔵 享保十七年版「十巻章」の板木

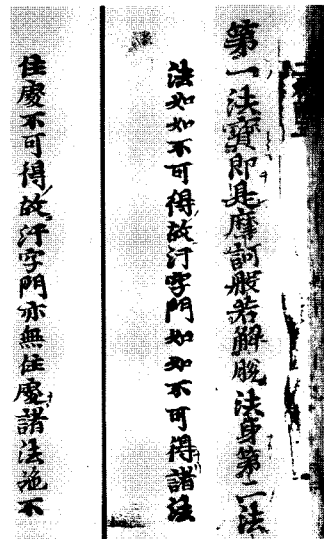


図8 柱材・枠の写り込み  
(右)『弁頭密二教論』下 一ウ  
(左)『咩字義』十一ウ~十二オ(ノド)

十一ウ(但し、柱刻を逸する)における枠の痕跡(あるいは空白を埋める材カ)等があげられる(図8)。通常の四丁張・二丁張であっても、影りの浅い足りない箇所が版面に表われてしまうことはある。しかし、上述の痕跡はいずれも直線的に表われており、柱材や半丁ごとに分断された板木を、影り込みの枠にはめ込んだ上で摺刷に及んだことを示している。本文と柱の高さや、本文と枠の高さがうまく合致せず、こうした痕跡を残したのである。細い柱材に釘を打ったためか、柱材が割れているケースも見受けられる。それに応じて板本では丁付や柱題を逸している箇所も多く見られる。

板木に残る痕跡は釘跡である。本文・柱材のいずれにも必ず釘

跡が残っており、錆も付着している。板木を裏面から見ると分かりやすいが、図9では板木が割れてしまっている。いずれも割れ目に釘穴が認められ、釘穴が原因となって板木が割れたと考えられる。釘で丁の表・柱材・丁の裏を杵に固定して摺刷を行ったのだろう。

またこれらのことは、藤井聲舟氏の証言によっても明らかとなる。具体的な時期は明らかでないが、藤井文政堂には、昭和三十〜四十年代頃まで、「十卷章」の摺刷に用いた杵板が伝わっていた。藤井氏によれば、四丁張サイズの板に、通常の板木と同様に端食があり、半丁ずつの板木と柱材をはめ込む杵の彫り込みがなされていたらしい。また、本稿冒頭で四丁張板木の様式として紹介したように、片面左右二丁分の彫り込みは天地が逆になるように彫り込まれており、天側に余白が大きくなっていたことも通常の板木と同様だったとのことである。残念ながらこの杵板は朽ち果ててしまい、やむなく処分されたそうであるが、この証言をもとに杵板のイメージを示せば、図10のようになるだろう。

これらの板木の摺刷方法はほぼ明らかになった。しかしこれは、なぜ板木が半丁ごとになっているのか、なぜそれらと柱材が別個になっているのかの理由にはならない。なぜならこれまでに述べた使用方法では、通常の四丁張板木があれば十分に事足りるからである。なぜ板木がこのような構造になっているのか。それは先に辞典の解説を引いたとおり、高野版はその多くが粘葉装だったことに起因すると思われる。



図9 釘の痕跡  
FK 0081 裏面 (部分)、奈良大学博物館所蔵

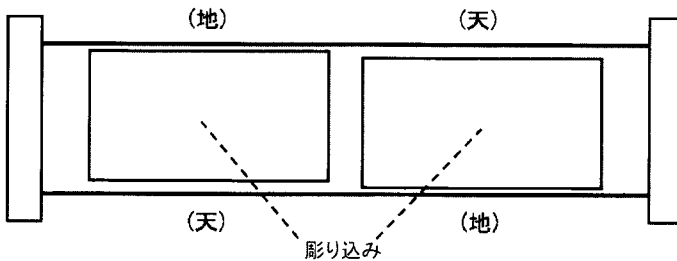


図10 杵板のイメージ図

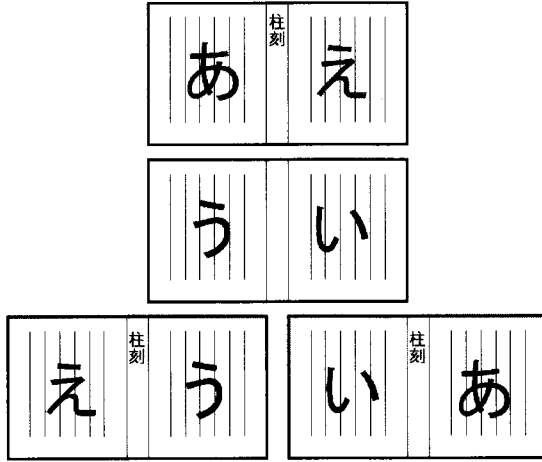


図 11 粘葉装と袋綴じの違い  
 (上) (中) 粘葉装の一葉の表裏、(下) 袋綴じ

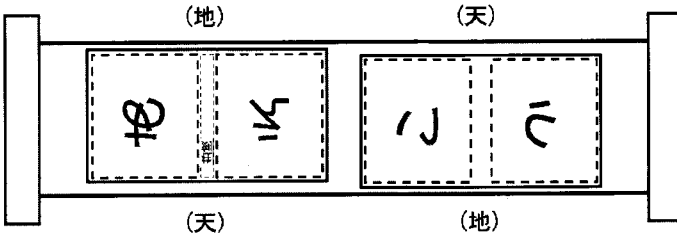


図 12 粘葉装の板木イメージ

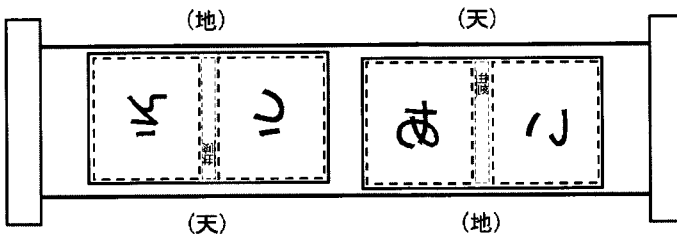


図 13 袋綴じの板木イメージ

粘葉装は、厚手の紙に両面印刷を施し、それを折って各葉を重ね、葉の変り目のノド側を糊付けして冊子体裁とするものである。したがって谷折り側の見開きは一葉で構成されて完全に開くが、山折り側の見開きは二葉で構成されるため、ノド側の糊に阻まれて完全には開かない。粘葉装の板本は、柱が本の背中側つまり山折り側のみであり、一葉につき柱は一つとなる。一方の袋綴じの板本は片面印刷である。一丁の谷折り側は白紙となり、山折り側に版面がある。すべての見開きは二丁の半丁ずつによって構成され、全ての丁に柱が存在するため、見開きの左右に柱がくることになる。

この装幀の違いは、板木の構成へ如実に影響を与える。図11は粘葉装と袋綴じの板本の違いを示したもので、図12、13は図10に示した享保十七年版摺刷用の枠板を意識しつつ、粘葉装と袋綴じの板木の違いを示したイメージ図である。

袋綴じの板本は本文順に版面を構成し、全ての丁に柱が入るのに比べて、粘葉装の場合は、本文が連続しない二面「あ」「え」と柱とを組み合わせる必要がある。谷折り側「い」「う」の見開きには柱が入らないため、袋綴じに比べて柱の数が二分の一となる。したがって、一セットの板本で粘葉装と袋綴じの双方に対応することなど、通常は不可能なのである。しかしFKの板木群のように、板木が半丁ごとの本文と柱に切り離されていれば、半丁と柱の組み合わせを自在に変更することが可能となり、一セットの板本で粘葉装と袋綴じの双方に対応することが可能となる。

さて享保十七年版の「十卷章」について、残念ながら筆者は粘葉装本の現存を確認するに至っていない。ただし過去には存在したようである。「智山書庫所蔵目録」には、「『般若心経秘鍵』粘一卷一冊」という本が記載されており、それが刊本であったこと、大きさが縦二六〇×横一八六ミリであったこと、刊記に「享保十七壬子歲十一月吉辰再治」とあり、「宇野宗左衛門也」と記載される一本が3、37番の函に収められていたようである。当然、「粘」の一字は粘葉装を示しているよう。残念ながら該書は現在欠本となっており、実見することはできなかったが、この情報の存在は大きい。

該本の刊記は、目録上の誤字と思われる箇所がある。「宇野」を「中野」、「也」を「他」と読めば、享保十七年刊の宇野宗左衛門他版と読める。つまりその記載内容は、図2に掲出した袋綴じ本の刊記と同一かと思われる。原本に行き当たっておらず、いくぶん不明確であるが、おそらく該本は、現存するFKの板木によって摺刷された粘葉装なのであり、FKの板木が、一セットの板本で袋綴じ本と粘葉装の双方に対応することができたことを示す重要な一本だったのである。

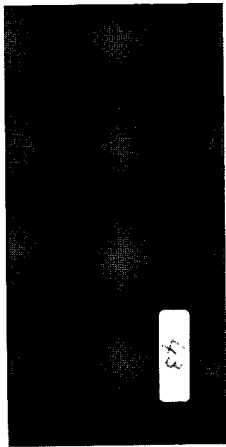
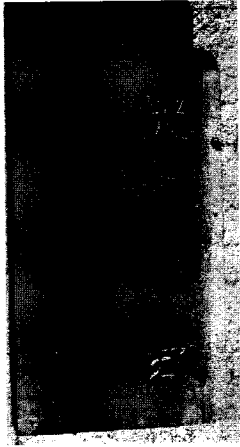
## (二) 享保十七年版の板木の原態

いまひとつの問題は、これらの板木がもともと半丁ずつの構成だったか否かである。元来の構成を想定する上で重要なのは、第二節で指摘しておいた、端食用の加工が施された木片二点であ



る。図14には一点のみ掲載したが、これらはそれぞれ表面に「二教上」「二声」「四」と陰刻されている。「二教上」は『弁頭密二教論』の上巻、「声」は『声字実相義』を指している。板木を保管するため、不要になつた板木を再利用して、各巻の区別を付けるための差し札を作成したかとも考えたが、『声字実相義』は「十卷章」の第二巻に、『弁頭密二教論』上巻は第四巻にあたり、陰刻の「四」や「二」とは一致しない。これらはそれぞれの板木がその巻の何枚目なのかを彫り付けているのだろう。端食の形式は最も古い形式を持つており、享保十七年版の板木成立時期に見合うものである。両者とも裏面は平らに整えられているが、板木が表と裏に分断されたもの、つまり二枚に下ろされた板木のうちの一枚のようにも見える。本文の裏面も同様、全体的に平らに整えられているが、鋸引きの跡も散見する(図15)。これら

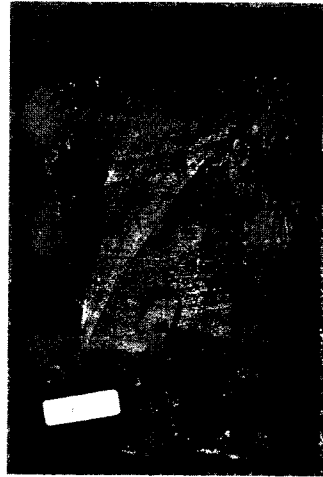
図14 端食用の加工が施された木片(藤井文政堂所蔵)  
(上)FK0043表 (下)同裏



はもと四丁張だった板木が二枚に下ろされたことを示しており、図14に掲げた木片は、板木がまだ四丁張だった当時の残片ではないかと思われる。前節に述べたように、菱屋と山城屋の板木分割所有が四丁張の単位で行われていたと考えられること、水原氏が「四帖張」として報告されていることも同様に、これら半丁ごとの板木が、元は四丁張だったことを示しているように思われる。

現代、享保十七年版の「十卷章」を入手することは難しいことではないが、それらが例外なく袋綴じであることから、粘葉装に仕立てる需要はさほど大きくなかったと考えられる。第二節において、再版された二丁張板木四枚の存在を確認しておいたが、それらが袋綴じを前提に彫製されていることから考えても、半丁ごとへの分断は、ごく一時期に存在した需要に対応する目的で行われたことだったのである。

図15 鋸引きの痕跡  
(FK0089裏面、藤井文政堂所蔵)



では、その一時期とはいったのだろうか。再版の板木四枚の端食の形式は比較的新しく、およそ延享〜幕末頃まで用いられた。板の厚みも板木の再利用を疑うべき数値ではなく、近代に入つてしばらくしてから彫製、ということも考えにくい。また現存諸本中、㊦の比較的摺りの早い本、㊧の慶応元年九〜十月以降刊と思われる菱屋版の「十巻章」には梓板の痕跡が認められない。梓板の痕跡が認められるのは、㊨、㊩に該当する近代摺の山城屋版・法文館版である。再版された二丁張の端食形式と考え合わせれば、慶応元年十月以降、幕末頃までのごく短期間のうちに行われたことと考えるべきではないだろうか。

さらなる謎がもう一つある。それは水原氏が「見存板木目録」

において四丁張板木の寸法を「尺二尺五寸六分 一尺六寸八分 厚八分」と明記されていることである。「一尺六寸八分」は「六寸八分」の誤りかと思われるが、これらは概ね幅77・6 cm、高さ20・6 cm、厚2・4 cmになる。享保十七年版「十巻章」の字高は18・7〜19・8 cm、水原氏が報告される板木の高さでは、板木の余白がやや不足するようにも思われるが、収まらない範囲ではない。しかし水原氏の調査が及ぶころ、これらの板木はすでに半丁ごとに分断されていたはずである。半丁ごとに分断された板木を指して「四帖張」と呼んでいることと考え合わせ、あるいは水原氏は実見したわけではなく、問い合わせ等によって所在を確認されただけなのかもしれない。この寸法は、先に述べた梓板の寸法とも見るべきだろうか。

以上、不明確な点は残るが、現存の享保十七年版「十巻章」の板木とその板本から、板木の構造の意味や摺刷の方法を考察してきた。板木全てを半丁ごとに分断する手法は、おそらく特例だったと考えられる。先に享保十七年版の粘葉装本の需要を「さほど大きくなかった」、「ごく一時期に存在した」と推定したが、その程度の需要に対して、板木の所在を明示する存在であった板木を板元が易々と分断したとは考えにくく、板元に板木を操作させた大きな力の存在が予想される。この点について筆者は、享保十七年版の刊記に智積院の御用板元が名を連ねていること、藤井文政堂に現存する板木売買文書の内容等を状況証拠として捉えて、智積院から粘葉装本の要望があったものと推測するが、本稿でその

点について述べる紙幅は残されておらず、稿を改めることとした。  
い。

おわりに

粘葉装と袋綴じでは、見開きを構成する半丁の組み合わせが異なるため、同じ板木で双方を摺刷するのは、通常の発想では不可能なはずだった。しかし板木を半丁ずつと柱に分断し、組み替えを行えば両方を印刷することが可能となった。活字のように、ぱらしてしまえば別の版面を構成できるような自在さはないが、半丁ずつに分断した結果、二丁張や四丁張よりも自由度の高い板木となったのである。残念ながら享保十七年版「十卷章」の粘葉装を見守るには至らなかったが、粘葉装と袋綴じが同板本であることはあり得るのである。極めて特殊な事例といえようが、藤井文政堂所蔵「十卷章」の板木はそれを示して余りある。

本稿において述べた、藤井文政堂所蔵FK分類の板木が享保十七年版「十卷章」の板木だったこと、諸本関係など、本稿で述べた一つ一つの情報には相応の意義がある。ただそれ以上に、出版の現場で何が行われたかという事例を収集できた意義は大きい。既存の板本書誌学で享保十七年版「十卷章」を捉えた時、梓板の痕跡を不審に思い、半丁ごとの板木が用いられていた可能性を述べることはできただろう。しかし四丁張の板木を二枚におろすなど、旧来の発想では想像することすら難しい。板本書誌学という

視点を出版研究に持ち込む時、出版の現場で何が行われたのか、板本のみを観察するよりもずっと現場サイドの情報を得ることができるのである。そしてそれらは板本書誌学の一情報として吸収され、板本を見る眼を豊かにしていくだろう。

付記

本稿は、第五十五回立命館大学日本文学会大会における口頭発表に基づくものである。席上貴重なご教示を下さった先生方、平素より多くのご助言を賜っている永井一彰氏、藤井聲舟氏、資料の調査・図版の掲載をご許可下さった関係機関に厚くお礼申し上げます。

なお本稿は、科研費（課題番号23820071）による成果の一部である。

注

(1) 金子貴昭「板本の板木―その基本的構造」(アート・ドキュメンテーション研究17、二〇一〇)

(2) (1)に同じ。

(3) 二〇〇九年十一月の聞き取り調査による。

(4) 井上宗雄他編『日本古典籍書誌学辞典』(一九九九、岩波書店)

(5) 仏書刊行会編『仏教書籍目録第一』(『大日本仏教全書』第1冊、一九八一、名著普及会)

- (6) 高野版板木調査委員会編『歴史資料 高野版板木調査報告書』(一九九八、和歌山県高野町)
- (7) 磯部敦『出版文化の明治初期 東京裨史出版社とその周辺』(ベリかん社、二〇一〇)において紹介されている。
- (8) 他に、『板本株式目録』甲本・乙本、『沢田文永堂蔵板帳』にも享保十七年版の蔵板記録が載るが、記載される情報が古いと思われる『蔵板控帳』『板本株式目録』のうち、内容が詳細な『蔵板控帳』を採用した。また、表紙に「明治二十年亥一月」と記載される『文永堂蔵版之記』には享保十七年版に関する記録が見られないが、表紙に「明治貳拾九年拾壹月改正」と記載される『文永堂蔵版直値帳』には享保十七年版に関わる経費が記載されているため、明治二十年一月段階で板株を手放したわけではない。
- (9) 永井一彰『藤井文政堂板木売買文書』(二〇〇九、青裳堂書店)に所収。
- (10) 永井一彰『板木の分割所有』(奈良大学総合研究所報 17、二〇〇九)
- (11) 水原堯栄『高野板の研究』(水原堯栄著作選集第二巻、一九七八、同朋舎)
- (12) 鈴木広光『嵯峨本『伊勢物語』の活字と組版』(小宮山博史・府川充男編『活字印刷の文化史 きりしたん版・古活字版から新常用漢字表まで』、二〇〇九、勉誠出版)
- (13) (3)に同じ。
- (14) 智山伝法院編『智山書庫所蔵目録』第二集(一九九五、真言宗智山派宗務庁)
- (15) 端食の形式の種類や変遷についても(1)の拙稿に詳述している。
- (16) 挿絵などを半丁単位で抜き取り、後に元の状態に戻す操作については、森暁子「求版と丁の改変」(江戸文学 42、二〇一〇)に報告がある。
- (17) (9)に同じ。
- エロ(かねこ・たかあき 本学衣笠総合研究機構ポストドクトラルフ  
エロ)